

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第46号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(204) (略) <u>(205) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。）又は同法第85条第5項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第212号までにおいて同じ。）。</u> <u>(206) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第3項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画を建築主事に通知すること。</u> <u>(207) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。</u> <u>(208) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第12項の規定による通知書の交付を受けること。</u> <u>(209) 都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。</u> <u>(210) 都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、必要な措置を命ずること。</u> <u>(211) 都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、計画の認定を取り消すこと。</u> <u>(212) 都市の低炭素化の促進に関する法律第59条の規定により、必要な助言及び指導を行うこ</u>	(地域振興局長への委任) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(204) (略)

<p>と。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第3項第1号、第2号、第134号、第135号及び第136号の2から第212号までに掲げる事務</u></p> <p>9・10 (略)</p>	<p>4～7 (略)</p> <p>8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第3項第1号、第2号、第134号、第135号及び第136号の2から第204号までに掲げる事務</u></p> <p>9・10 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。